

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（各課長等共通専決事項）</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属の職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇</u>及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。